

○法務省令第三十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第四百十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十二日

法務大臣 齋藤 健

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(印鑑の提出等)

第九条 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもつてしなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる印鑑を提出する者は、その書面にそれぞれ当該各号に定める事項（以下「被証明事項」という。）のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印（第五項第二号イ、第四号イ、第六号イ及び第七号イの場合において、当該各号の印鑑を提出する者が押印するときは、当該登記所に提出している印鑑に係るものに限る。）しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 外国会社の日本における代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者の職務を行うべき者）

商号、本店、資格、氏名及び出生の年月日（当該代表者が法人である場合にあつては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該外国会社の日本における代表者の職務を行うべき者の氏名）

六 〔略〕

〔2〇4 略〕

5 第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、同項の書面の提出を受ける登記所において登記がされている法人又は同

改正前

(印鑑の提出等)

第九条 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもつてなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる印鑑を提出する者は、その書面にそれぞれ当該各号に定める事項（以下「被証明事項」という。）のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印（第五項第二号イ、第四号イ及び第六号イの場合において、当該各号の印鑑を提出する者が押印するときは、当該登記所に提出している印鑑に係るものに限る。）しなければならない。

〔一〇四 同上〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

〔2〇4 同上〕

5 第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、同項の書面の提出を受ける登記所において登記がされている法人又は同

項の書面に会社法人等番号を記載した法人の代表者の資格を証する書面については、この限りでない。

一 商号使用者、未成年者、後見人（法人である場合を除く。）、支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）、会社の代表者（法人である場合を除く。）、外国会社の日本における代表者（法人である場合を除く。）又は管財人等（法人である場合を除く。） 第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）の作成した証明書で作成後三月以内のもの。ただし、印鑑の廃止の届出をした商号使用者が当該届出をしたときから二年以内に同一の印鑑を提出した場合を除く。

〔二〇五 略〕

六 外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者。以下この号において同じ。）

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面
イ 当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの

ロ 当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

七 〔略〕

項の書面に会社法人等番号を記載した法人の代表者の資格を証する書面については、この限りでない。

一 商号使用者、未成年者、後見人（法人である場合を除く。）、支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）、会社の代表者（法人である場合を除く。）又は管財人等（法人である場合を除く。） 第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）の作成した証明書で作成後三月以内のもの

〔二〇五 同上〕

〔号を加える。〕

六 〔同上〕

八 〔略〕

〔6〕9 略

10 外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者。以下この項において同じ。）であつて印鑑の提出をした者がその資格を喪失したときは、新たに外国会社の日本における代表者である法人の代表者となつた者は、その旨の届出をしなければならぬ。この場合には、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に届出をする場合又は当該法人の会社法人等番号を提供して届出をする場合を除き、当該法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを提出しなければならない。

11 〔略〕

12 法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

13 旧所在地を管轄する登記所においては、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

14 数人の商号使用者が共同して商号を使用している場合にあつては、商号使用者は、他の商号使用者が印鑑を提出していないときに限り、印鑑を提出することができる。

（印鑑カードの交付の請求等）

第九条の四 〔略〕

七 〔同上〕

〔6〕9 同上

〔項を加える。〕

10 〔同上〕

11 法第五十一条第一項の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

12 旧所在地を管轄する登記所においては、法第五十二条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

〔項を加える。〕

（印鑑カードの交付の請求等）

第九条の四 〔同上〕

2|| 後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）、外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者が前項の書面を提出するときは、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑カードの交付を請求するとき又はその書面に会社法人等番号を記載したときを除き、その書面に当該後見人、当該外国会社の日本における代表者又は当該管財人等である法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。

〔3〕6 略〕

（電磁的記録に代わる書面の作成）

第九条の七 「略」

2 「略」

3|| 第一項及び前項の規定は、法第十九条の二に規定する電磁的記録について準用する。

（帳簿等の廃棄）

第十七条 登記所において登記に関する帳簿又は書類若しくは書面（法第十七条第三項に規定する電磁的記録（第九条の七第一項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成された場合を除く。）及び法第十九条の二に規定する電磁的記録（第九条の七第三項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成された場合を除く。）を含む。以下「帳簿等」という。）を廃棄するときは、法務局又は地方方法

2|| 後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者が前項の書面を提出するときは、その書面に当該後見人又は当該管財人等である法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑カードの交付を請求するとき又はその書面に会社法人等番号を記載したときは、この限りでない。

〔3〕6 同上〕

（電磁的記録に代わる書面の作成）

第九条の七 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（帳簿等の廃棄）

第十七条 登記所において登記に関する帳簿又は書類若しくは書面（法第十七条第三項に規定する電磁的記録及び法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下「帳簿等」という。）を廃棄するときは、法務局又は地方方法務局の長の認可を受けなければならない。

務局の長の認可を受けなければならない。

(電子証明書による証明に適しない事項)

第三十三条の三 法第十二条の二第一項ただし書のデジタル庁令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 外国会社の日本における代表者である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべき者)であること。

四 〔略〕

(帳簿等)

第三十四条 〔略〕

2 〔略〕

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

〔一〜三 略〕

四 印鑑届書等つづり込み帳 第九条第一項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面

〔五〜十一 略〕

〔4・5 略〕

(電磁的記録の提供の方法)

第三十五条の三 〔略〕

2 〔略〕

(電子証明書による証明に適しない事項)

第三十三条の三 法第十二条の二第一項ただし書のデジタル庁令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

(帳簿等)

第三十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

〔一〜三 同上〕

四 印鑑届書等つづり込み帳 第九条第一項、第五項、第七項、第九項及び第十項、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面

〔五〜十一 同上〕

〔4・5 同上〕

(電磁的記録の提供の方法)

第三十五条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項第一号の電磁的記録媒体には、申請人の氏名（法人にあつては、商号又は名称）を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

4 「略」

（記載の文字）

第四十八条 「略」

「項を削る。」

2|| 前項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにならなければならない。

（準用規定）

第六十条 第五十二条の規定は、会社以外の者の支配人の登記について準用する。

（本店移転の登記）

第六十五条 法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十三項の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に

3 第一項第一号の電磁的記録媒体には、商号を記載した書面を貼り付けなければならない。

4 「同上」

（記載の文字）

第四十八条 「同上」

2|| 金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載するには、アラビア数字を用いなければならない。ただし、縦書きをするときは、「壹、弐、参、拾」の文字を用いなければならない。

3|| 第一項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにならなければならない。

（準用規定）

第六十条 第五十二条の規定は、支配人の登記について準用する。

（本店移転の登記）

第六十五条 法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十二項の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に

属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いと
しななければならない。

〔2・3 略〕

(準用規定)

第九十七条 〔①〕第九条の四第二項の規定は、外国会社の日本における
代表者である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、
当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行うべ
き者）が登記の申請をする場合について準用する。

2|| 第六十五条第一項の規定は、法第三百三十一条において準用する法第五
十二条第二項の規定による申請書の送付について準用する。

3|| 〔略〕

(電子情報処理組織による登記の申請等)

第一百一条 〔略〕

2 前項第八号の規定は、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人
である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべ
き者）、外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表
者が法人である場合にあつては、当該外国会社の日本における代表者で
ある法人の代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき
者として指名された者が提出した印鑑の証明書については、適用しない
。

〔3・4 略〕

(民事再生に関する登記)

属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手
又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いと
しななければならない。

〔2・3 同上〕

(準用規定)

第九十七条 「項を加える。」

〔①〕 第六十五条第一項の規定は、法第三百三十一条において準用する法
第五十二条第二項の規定による申請書の送付について準用する。

2|| 〔同上〕

(電子情報処理組織による登記の申請等)

第一百一条 〔同上〕

2 前項第八号の規定は、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人
である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等
の職務を行うべき者として指名された者が提出した印鑑の証明書につい
ては、適用しない。

〔3・4 同上〕

(民事再生に関する登記)

第百十二条 「略」

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める登記を抹消する記号を記録しなければならない。

「一〇三 略」

四 民事再生法第五十四条第一項の規定による処分の取消しの登記をしたとき 前項第一号に掲げる登記

五 民事再生法第七十九条第一項前段（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分の取消しの登記をしたとき 前項第三号に掲げる登記

六 会社更生法第二百五十八条第七項において準用する同条第一項の規定により更生計画認可の登記をしたとき 前項各号に掲げる登記
（会社更生に関する登記）

第百十三条 「略」

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める登記を抹消する記号を記録しなければならない。

「一〇四 略」

五 会社更生法第三十条第一項又は第三十五条第一項（これらの規定を同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分の取消しの登記をしたとき 前項第一号に掲げる登記
（保険管理人に関する登記）

第百十五条 「略」

2 保険業法第二百四十八条第一項の規定による取消しの登記をしたときは、前項に掲げる登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第百十二条 「同上」

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める登記を抹消する記号を記録しなければならない。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（会社更生に関する登記）

第百十三条 「同上」

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める登記を抹消する記号を記録しなければならない。

「一〇四 同上」

「号を加える。」

（保険管理人に関する登記）

第百十五条 「同上」

2 前項の登記には、保険業法第二百四十一条第一項の保険管理人の氏名、商号又は名称及び住所、本店又は主たる事務所をも記録しなければならない。

(金融整理管財人に関する登記)

第一百六条 前条の規定は、預金保険法第七十四条第一項又は第二百二十六条の五第一項の規定による処分に関する登記について準用する。

(破産に関する登記)

第一百七条 「略」

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める登記を抹消する記号を記録しなければならない。

「一〇三 略」

四 破産法第九十一条第一項の規定による処分の取消しの登記をしたとき

「前項第二号に掲げる登記

五 民事再生法第十一条第五項において準用する同条第一項の規定によ

り再生計画認可の登記をしたとき 「前項第二号に掲げる登記

六 会社更生法第二百五十八条第七項において準用する同条第一項の規

定により更生計画認可の登記をしたとき 「前項第二号に掲げる登記

3 「略」

らない。

(金融整理管財人に関する登記)

第一百六条 前条の規定は、預金保険法第七十四条第一項の規定による処分に

に関する登記について準用する。

第一百七条 「同上」

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める登記を抹消する記号を記録しなければならない。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

3 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(各種法人等登記規則の一部改正)

第二条 各種法人等登記規則(昭和三十九年法務省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則等の準用)

第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第二項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條第二項、第五十八條から第六十條まで、第七十五条、第九十八條から第百四條まで、第百五條の二から第百九條まで、第百十一條、第百十二條及び第百十四條から第百十八條までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六條第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一條第一項、第六項及び第八項、第六十五條から第六十八條まで、第七十條から第七十四條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十條から第八十一條の二まで、第百十條並びに第百十三條の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三條、第九十四條第二項、第九十五条、第九十六條第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七條の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九條に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第九十六條第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「

改正前

(商業登記規則等の準用)

第五条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第二項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條第二項、第五十八條から第六十條まで、第七十五条、第九十八條から第百四條まで、第百六條から第百九條まで、第百十一條、第百十二條及び第百十四條から第百十八條までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六條第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一條第一項、第六項及び第八項、第六十五條から第六十八條まで、第七十條から第七十四條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十條から第八十一條の二まで、第百十條並びに第百十三條の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三條、第九十四條第二項、第九十五条、第九十六條第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七條の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九條に規定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第九十六條第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算

清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

(特定目的会社登記規則の一部改正)

第三条 特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第五十八條から第六十條まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十四條、第七十五條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十三條、第九十八條から第一百四條まで、第一百五條の二から第九條まで、第一百一十條、第一百一十二條、第一百四條、第一百七十七條並びに第一百八條の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三條中「会社法第九百三十三條第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四條第四項（同法第百四十四條第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

改正前

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十一條まで、第十三條から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第五十八條から第六十條まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十四條、第七十五條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十三條、第九十八條から第一百四條まで、第一百六條から第九條まで、第一百一十條、第一百一十二條並びに第一百八條の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三條中「会社法第九百三十三條第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四條第四項（同法第百四十四條第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

[

(投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正)

第四条 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則(平成十年法務省令第四十七号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(印鑑の提出)</p> <p>第三条 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもってしなければならない。この場合においては、印鑑を提出する者は、その書面に次に掲げる事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印(第三項第二号イ、第三号イ及び第四号イの場合において、当該各号の印鑑を提出する者が押印するときは、当該登記所に提出している印鑑に係るものに限る。)しなければならない。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>2 印鑑を提出する者が次の各号に掲げる者であるときは、前項の書面には、同項第四号に掲げる事項に代えて、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人(当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者) 当該有限責任事業組合の名称及び主たる事務所並びに当該組合員又は清算人の氏名(当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、氏名に代え、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該組合員又は清算人の職務を行うべき者の氏名)</p> <p>三 〔略〕</p>
改正前	<p>(印鑑の提出)</p> <p>第三条 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもってしなければならない。この場合においては、印鑑を提出する者は、その書面に次に掲げる事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印(第三項第二号イ及び第三号イの場合において、当該各号の印鑑を提出する者が押印するときは、当該登記所に提出している印鑑に係るものに限る。)しなければならない。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>2 印鑑を提出する者が次の各号に掲げる者であるときは、前項の書面には、同項第四号に掲げる事項に代えて、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>二 〔同上〕</p>

3 第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、同項の書面の提出を受ける登記所において登記がされている法人若しくは有限責任事業組合又は同項の書面に会社法人等番号（投資組合法第三十三条又は事業組合法第七十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。別表第一及び別表第二において同じ。）を記載した法人の代表者の資格を証する書面又は有限責任事業組合の登記事項証明書については、この限りでない。

「一・二 略」

三 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

イ 当該組合員又は清算人が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該有限責任事業組合の登記事項証明書で作成後三月以内のもの

ロ 当該組合員又は清算人が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

四 〔略〕

五 〔略〕

（添付書面）

3 第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、同項の書面の提出を受ける登記所において登記がされている法人又は同項の書面に会社法人等番号（投資組合法第三十三条又は事業組合法第七十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。別表第一及び別表第二において同じ。）を記載した法人の代表者の資格を証する書面については、この限りでない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 〔同上〕

四 〔同上〕

（添付書面）

第四条 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）が第八条において準用する商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第九条の四第一項の書面又は第八条において準用する同規則第二十二条第一項前段の申請書を提出するときは、その書面に当該無限責任組合員又は清算人である法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、その書面を当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に提出するとき又はその書面に会社法人等番号を記載したときは、この限りでない。

2 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）が第八条において準用する商業登記規則第九条の四第一項の書面又は第八条において準用する同規則第二十二条第一項前段の申請書を提出するときは、その書面に当該無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、その書面を当該有限責任事業組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に提出するとき又はその書面に会社法人等番号を記載したときは、この限りでない。

第六条の二 第四条第二項の規定は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である有限責任事業組合の組合員又は清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあっては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）が登記の申請をする場合について準用する。

第四条 投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、当該無限責任組合員又は清算人の職務を行うべき者）が第八条において準用する商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第九条の四第一項の書面又は第八条において準用する同規則第二十二条第一項前段の申請書を提出するときは、その書面に当該無限責任組合員又は清算人である法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを添付しなければならない。ただし、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に提出するときは、この限りでない。

「項を加える。」

「条を加える。」

第七条 投資事業有限責任組合理約の効力の発生の登記又は無限責任組合員の加入による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合の無限責任組合員が有限責任事業組合である

場合 次のイ及びロに掲げる書面

イ 登記所が作成した当該有限責任事業組合の登記事項証明書

ロ 投資事業有限責任組合理約書等に押印した当該有限責任事業組合の組合員の印鑑につき市町村長の作成した証明書（当該印鑑と当該有限責任事業組合の組合員（当該組合員が法人である場合にあつては、当該組合員の職務を行うべき者）が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除く。）

〔2・3 略〕

（商業登記規則の準用）

第八条 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項

第七条 投資事業有限責任組合理約の効力の発生の登記又は無限責任組合員の加入による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

（商業登記規則の準用）

第八条 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項及び第九項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条

及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七
条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並び
に第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合に
おいて、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分
」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の
五第三項、第二十二條第一項、第三十二條の二、第三十三條の五並びに
第三十三條の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任
組合契約及び有限責任事業組合登記規則（平成十年法務省令第四十
七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあ
つては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定め
る事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「
投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十
三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」
とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記
規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第
一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第一百一条第二項中
「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては
、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者と
して指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合
員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合に
あつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組
合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつて
は、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものと

から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七條、第九十八條から第
百四條まで、第百六條から第百九條まで並びに第百十八條の規定は、組
合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二
第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と
、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二條第一
項、第三十二條の二、第三十三條の五並びに第三十三條の六第二項中「
被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業
組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に
掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号
に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同
規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無
限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三條の三第三号中「管財人
等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限
責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号に
掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名
称」と、同規則第一百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代
表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又
は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資
事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人である法人の代表者（当
該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者
）」と読み替えるものとする。

する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(投資法人登記規則の一部改正)

第五条 投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二項まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第六十一條第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條、第六十八條、第七十條、第七十二條第一項第一号及び第二項、第七十四條、第七十五條、第七十七條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十八條から第一百四十四條まで、第一百五條の二から第一百十二條まで、第一百四十四條、第一百七條並びに第一百十八條の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。

改正前

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十項、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十條まで、第十一條、第十三條から第二十二條まで、第二十七條から第四十五條まで、第四十八條から第五十條まで、第五十三條、第六十一條第一項から第八項まで、第六十五條、第六十六條、第六十八條、第七十條、第七十二條第一項第一号及び第二項、第七十四條、第七十五條、第七十七條、第八十條から第八十一條の二まで、第九十八條から第一百四十四條まで、第一百四十四條から第一百十二條まで、第一百四十四條、第一百七條並びに第一百十八條の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。

(限定責任信託登記規則の一部改正)

第六条 限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則の準用)

第八条 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二條、第二十七条から第二十九条まで、第三十条(第一項第四号を除く。)、第三十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十八条から第四百四条まで、第四百五条の二から第九十九条まで、第一百十一条、第一百七七条並びに第一百八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九條第六項及び第七項、第九條の四第一項、第九條の五第三項、第二十二條第一項、第三十二條の二、第三十三條の五並びに第三十三條の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則(平成十九年法務省令第四十六号)第三条第一項各号に掲げる事項(同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。)」と、同規則第九條第九項中「後見人」とあるの

改正前

(商業登記規則の準用)

第八条 商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十項、第九條の二、第九條の三、第九條の四(第一項後段を除く。)、第九條の五(第四項を除く。)、第九條の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号及び第五号を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項第二号を除く。)、第二十二條、第二十七條から第二十九條まで、第三十条(第一項第四号を除く。)、第三十一条から第四十五條まで、第四十八條から第五十条まで、第六十五條第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十八條から第四百四条まで、第四百六條から第九九條まで、第一百十一條、第一百七七條並びに第一百八條の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九條第六項及び第七項、第九條の四第一項、第九條の五第三項、第二十二條第一項、第三十二條の二、第三十三條の五並びに第三十三條の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則(平成十九年法務省令第四十六号)第三条第一項各号に掲げる事項(同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。)」と、同規則第九條第九項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託

は「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第一百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後见人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二條第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三條の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十條第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一條第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一條の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人を含む。）以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及び

者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第一百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後见人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二條第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三條の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十條第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一條第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一條の二第一項中「設立」とあるのは「限定責任信託の定め」と、「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人を含む。）以下この条において同じ。）」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人」と、同条第一項（見出しを含む。）、第二項各号及び第五項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と、「役員」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人」と、同条第四項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあり、及び「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と読み替える

事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

ものとする。

(一般社団法人等登記規則の一部改正)

第七条 一般社団法人等登記規則(平成二十年法務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号まで及び第五号を除く。)、第三項、第四項、第五項(第二号から第六号までを除く。)、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二條まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年

改正前

(商業登記規則の準用)

第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項(第一号から第三号までを除く。)、第三項、第四項、第五項(第二号から第五号までを除く。)、第六項、第七項及び第十項、第九条の二、第九条の三、第九条の四(第一項後段を除く。)、第九条の五(第四項を除く。)、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条(第四号を除く。)、第二十条から第二十二條まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条(第一項第二号、第三号及び第五号を除く。)、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条(第一項第五号を除く。)、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十条から第百四条まで、第百六条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百七条に規定

法律第四十八号)第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三十三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第二項又は第二百三十二条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第三百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理

する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三十三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百九条第二項又は第二百三十二条第二項」と、同項第九号中「会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第三百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員又は会

事、監事、代表理事、評議員又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第四百四十九條第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五百五十條又は第二百四條」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあ

計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二條第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第四百四十九條第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五百五十條又は第二百四條」と、「清算人会設置会社である旨の登記並びに清算人及び代表清算人に関する」とあるのは「清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団

るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第三百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第三百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。